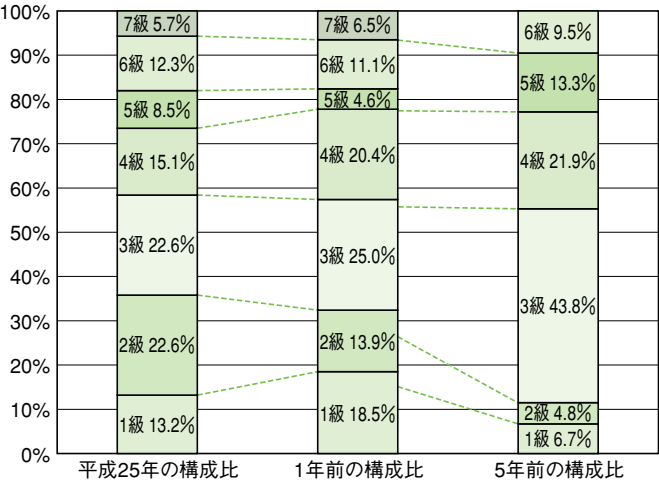


4 一般行政職の級別職員数などの状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	会計管理者・部長・参与	6人	5.7%
6級	課長・参事・所長	13人	12.3%
5級	主幹	9人	8.5%
4級	副主幹・主任技術主査	16人	15.1%
3級	主査・技術主査	24人	22.6%
2級	主任・主任技師	24人	22.6%
1級	主事・技師	14人	13.2%

(注) 1 笠松町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
3 平成24年度に6級制から7級制に変更しています。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、部長級を除く全職員の勤務評定を実施しています。
勤務評定基準日:年2回(5月1日、11月1日)
勤務評定の結果を、昇給に反映させています。

5 職員の手当の状況(平成25年4月1日現在)

(1) 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成24年度)	1,295千円		
(平成24年度支給割合)	期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 管理職加算 39,600円～58,100円 役職加算 5%～15%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、部長級を除く全職員の勤務評定を実施しています。
勤務評定の結果に基づき、勤勉手当の成績率を決定しています。

(2) 退職手当

	自己都合	勤奨・死亡・定年
1人当たり平均支給額(平成24年度)	— 千円	22,873千円
(支給率)	自己都合	勤奨・死亡・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分
(その他の加算措置)	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	

(3) 地域手当 制度なし

(4) 特殊勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	506千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	252,800円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)	1.52%

手当の種類(5種類)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症患者の救護など	日額1,000円
死体取扱手当	行路病死などの死体取扱作業に従事する職員	死体取扱作業	1回1,000円
犬・猫等死体取扱手当	犬・猫など死体取扱作業に従事する職員		1回 300円
火葬手当	死体の火葬作業に従事する職員	火葬作業	1回1,700円
	獣畜死体などの火葬作業に従事する職員		1回 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	23,522千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	228千円
支給実績(平成23年度決算)	19,893千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	205千円

(6) その他の手当

手当名	内容・支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 職員に配偶者のない場合、扶養親族のうち1人 月額11,000円 16歳から22歳の子 1人につき5,000円加算	同じ		11,244千円	187,392円
住居手当	借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員の家賃額に対応して支給 月額27,000円以内	同じ		5,268千円	263,375円
通勤手当	交通機関など利用者 運賃相当額に並び 月額55,000円まで 自動車など使用者 2km以上(片道)使用者の距離に対応して支給 月額2,000円～24,500円	同じ		5,253千円	50,508円
管理職手当	主幹級以上の管理職員に役職に応じて支給 39,600円～58,100円	異なる	支給される金額	16,125千円	556,024円